

2019年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール申込書

団登録番号	45-101-
単位団名	スポーツ少年団
代表指導者氏名	

記入者氏名 _____

記入者連絡先 _____

1	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	自宅TEL	
	携帯TEL	
2	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	自宅TEL	
	携帯TEL	

【提出締切】 2019年5月7日（火）

【提出先】 宮崎市スポーツ少年団 担当：照屋

〒880-0879

宮崎市宮崎駅東 1-2-7 宮崎市総合体育館内

TEL 21-1735 FAX 21-1736

E-mail: info@miyazaki-sports.or.jp

2019年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール開催要項(案)

1. 趣 旨:

「日本スポーツ少年団リーダー制度」に基づき、下記の要領によりシニア・リーダースクールを開催する。本スクーリングは、リーダーの資質の向上をはかるとともに、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的として実施する。

2. 主 催: 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

3. 後 援: スポーツ庁(予定)

4. 期 間: 【宿泊研修】2019年8月8日(木)～12日(月)(4泊5日) 【通信研修】宿泊研修終了後10月までに実施

5. 会 場: 国立中央青少年交流の家 〒412-0006 静岡県御殿場市中畑2092-5 ※会場への課題・荷物の送付および電話連絡は一切禁止する

6. 参加条件:

スポーツ少年団登録団員で下記(1)～(4)の参加条件すべてに該当し、かつ各都道府県スポーツ少年団本部長の推薦する者

- (1) 2019年度団員登録を行い、義務教育を修了した20歳未満の者(2019年4月1日現在)
- (2) ジュニア・リーダー認定資格を有する者又はリーダー制度に定める活動単位により参加資格を認められた者
- (3) 全課程に参加できる健康状態および体力・運動能力を有する者
(体力的には少なくとも運動適性テスト3級程度の能力を有する者が望ましい)
- (4) 集団生活における規律を守ることができる者

7. 定 員: 140名

各都道府県スポーツ少年団の参加枠は別紙一覧による。なお、全国で140名に満たない場合、各都道府県スポーツ少年団から参加枠を超える推薦を受け付ける。参加枠数を超える推薦については推薦順位を決定の上、推薦すること。

8. 研修内容・実施方法:

(1) 研修内容

日本スポーツ少年団リーダー制度に定められた養成内容に基づき研修を実施する。

- | | |
|--------------|-----------|
| ①講義 | ②グループワーク |
| ③運動適性テスト | ④スポーツ指導実践 |
| ⑤テーマディスカッション | ⑥実習 |
| ⑦自主活動 | ⑧その他 |

(2) 実施方法

上記内容を含む40時間以上のコース(宿泊研修)と通信研修を実施する。

9. 経 費:

(1) 参加料: 1名 16,200円(税込)

日本スポーツ少年団からの参加者決定通知受理後、16,200円(税込)×人数分を都道府県スポーツ少年団が取りまとめの上、一括して下記口座へ納入すること。

振込先	三菱 UFJ 銀行	渋谷支店
	普通預金	No. 3085407
	公益財団法人日本スポーツ協会	

(2) 交通費については本会が定める旅費規程に基づき補助をする。

なお、支給方法は所属都道府県スポーツ少年団の指定銀行への口座振込とする。

(3) 宿泊研修に伴う宿泊費(食事代を含む)および必要な教材は、日本スポーツ少年団が負担又は用意する。

10. 参加申込：

都道府県スポーツ少年団は推薦者および提出書類を取りまとめ、下記により申し込むこと。

- (1) 申込先 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内
公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
※5月下旬の会館移転に伴い住所が変更となるが、転居・転送サービスを利用するため、上記住所宛に郵送すること。
- (2) 申込期限 2019年6月7日(金)
- (3) 提出書類 次の①～③を都道府県スポーツ少年団がとりまとめ、日本スポーツ少年団に提出すること。
・①申込書<別添様式1> 【都道府県スポーツ少年団作成】
・②個人申込書<別添様式2> 【被推薦者作成】
・③事前課題レポート<別添様式3> 【被推薦者作成】

11. 評価・認定：

全課程修了者は日本スポーツ少年団リーダー制度に基づき、シニア・リーダーとして認定を行う。なお、修了の評価は、宿泊研修中の活動と通信研修のそれぞれを対象に、日本スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループにおいて行い、日本スポーツ少年団指導育成部会にて認定の可否を判断する。

12. 傷害保険：

宿泊研修中は、日本スポーツ協会が参加者全員を被保険者として傷害保険に加入する。

13. その他：

- (1) 宿泊研修会場での前泊申込みについては、都道府県スポーツ少年団で取りまとめ、一括して日本スポーツ少年団に申し込むこと。
- (2) 参加者は、宿泊研修参加にあたり、定められた時間内に受付を完了すること。また、最終日は閉校式終了後、12時30分過ぎの解散となる。
解散前に会場を離れなければならない電車・飛行機等を手配しないこと。
- (3) 全課程において参加者の受講免除等は認めない。宿泊研修においても、早退・遅刻ほか自由行動は一切認めない。
- (4) 宿泊研修の日程等詳細については、追って日本スポーツ少年団より参加者に連絡する。
- (5) 宿泊研修中、参加者の事情（体調不良等）によりプログラムに参加できなくなった場合、医師の判断等に基づき、主任講師、事務局で協議を行い、参加者を帰宅させることがある。その場合、評価・認定に関しては上記記載の要項11に基づく。また、参加料の返金は行わない。
- (6) 参加申込にあたって収集した個人情報は参加可否の通知・関連資料の送付・参加者名簿作成を目的に使用させていただきます。また、スクーリング中に撮影した写真等については、公益財団法人日本スポーツ協会のホームページや各種報告書及び東京2020組織委員会への各種報告において利用することがあります。なお、この個人情報は、参加者の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません（法令などにより開示を求められた場合を除く）。

スポーツくじ



(予定)

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力0（ゼロ）心でつながるスポーツの絆

2019年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール 宿泊研修(スクーリング) 日程表(案)

	8/8 (木)	8/9 (金)	8/10 (土)	8/11 (日)	8/12 (月)
1630	受付(10:30~11:00)	起床:清湯(宿泊棟)	起床:清湯(宿泊棟)	起床:清湯(宿泊棟)	起床:清湯(宿泊棟・浴室棟)
1100	鹿野チリエンテ・少年シヨウ 11:00~11:30 (30分)	移動(5分)・ 係別ミーティング(25分)	移動(5分)・ 係別ミーティング(25分)	移動(5分)・ 係別ミーティング(25分)	期のことい 7:00~7:20 (20分)
1130	昼食 11:30~12:00 (30分)	期のことい 7:20~7:50 (30分)	期のことい 7:20~7:50 (30分)	期のことい 7:20~7:50 (30分)	期のことい 7:00~7:20 (20分)
1200	閉校式・チリエンテ・少年シヨウ 12:10~12:50 (40分)	期食 7:20~8:30 (70分)	期食 7:20~8:30 (70分)	期食 7:20~8:30 (70分)	期食 7:20~8:30 (70分)
1210	講義⑧ 10:30~11:25 (55分) 「活動プログラムの特徴」	個別活動⑧ 8:30~9:30 (60分) 「チエデデスカツション」	個別活動⑧ 8:30~9:30 (60分) 「チエデデスカツション」	個別活動⑧ 8:30~9:30 (60分) 「チエデデスカツション」	退出:移動 8:30~9:30 (60分) (昼食 8:45~9:00)
1250	講義⑨ 12:50~13:35 (45分) 「日本スポーツ少年団とは」	個別活動⑨ 8:30~9:15 (45分) 「少年期の発育発達(生理編)」	個別活動⑨ 8:30~9:15 (45分) 「少年期の発育発達(生理編)」	個別活動⑨ 8:30~9:15 (45分) 「少年期の発育発達(生理編)」	個別活動⑨ 9:30~11:10 (100分) 「個別活動の総括」
1300	「リヂェー指導とは」	スポーツ指導実践② 9:30~10:30 (60分) 「指導案作成②」	スポーツ指導実践② 9:30~10:30 (60分) 「指導案作成②」	スポーツ指導実践② 9:30~10:30 (60分) 「指導案作成②」	
1340	講義⑩ 13:40~14:25(45分) 「少年期の発育発達(心理編)」	個別活動⑩ 12:40~13:30 (50分) 「運動適性テスト」	個別活動⑩ 12:40~13:30 (50分) 「運動適性テスト」	個別活動⑩ 12:40~13:30 (50分) 「運動適性テスト」	閉校式 11:45~12:30 (45分)
1425	講義⑪ 14:25~15:05(40分) 「グループワーク」	個別活動⑪ 13:40~15:50 (130分) 「運動適性テスト」	個別活動⑪ 13:40~15:50 (130分) 「運動適性テスト」	個別活動⑪ 13:40~15:50 (130分) 「運動適性テスト」	大欠出禁 (青少年空気の発露~解散準備終了)
1500	1500	個別活動⑫ 15:00~17:00 (90分) 「個別クリエーション活動」	個別活動⑫ 15:00~17:00 (90分) 「個別クリエーション活動」	個別活動⑫ 15:00~17:00 (90分) 「個別クリエーション活動」	
1515	1515	個別活動⑬ 16:00~17:00 (60分) 「チエデデスカツション」	個別活動⑬ 16:00~17:00 (60分) 「チエデデスカツション」	個別活動⑬ 16:00~17:00 (60分) 「チエデデスカツション」	
1600	1600	個別活動⑭ 17:20~18:20 (60分) 「指導案作成①」	個別活動⑭ 17:20~18:20 (60分) 「指導案作成①」	個別活動⑭ 17:20~18:20 (60分) 「指導案作成①」	
1700	1700	夕食(ロッジ別) 18:30~19:30 (60分)	夕食 18:30~19:30 (60分)	夕食 18:30~19:30 (60分)	
1730	1730	夕食 18:30~19:30 (60分)	夕食 18:30~19:30 (60分)	夕食 18:30~19:30 (60分)	
1820	1820	個別活動⑮ 19:30~20:30 (60分) 「チエデデスカツション」	個別活動⑮ 19:30~20:30 (60分) 「チエデデスカツション」	個別活動⑮ 19:30~20:30 (60分) 「チエデデスカツション」	
1830	1830	個別活動⑯ 19:30~21:30 (120分) 「面接」	個別活動⑯ 19:30~21:30 (120分) 「面接」	個別活動⑯ 19:30~21:30 (120分) 「面接」	
1930	1930	個別活動⑰ 19:30~21:30 (120分) 「自主活動」	個別活動⑰ 19:30~21:30 (120分) 「自主活動」	個別活動⑰ 19:30~21:30 (120分) 「自主活動」	
2000	2000	個別活動⑱ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動⑱ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動⑱ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	
2030	2030	個別活動⑲ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動⑲ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動⑲ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	
2100	2100	個別活動⑳ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動⑳ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動⑳ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	
2130	2130	個別活動㉑ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉑ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉑ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	
2200	2200	個別活動㉒ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉒ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉒ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	
2230	2230	個別活動㉓ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉓ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉓ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	
2300	2300	個別活動㉔ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉔ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	個別活動㉔ 21:30~22:30 (60分) 「入浴」	

日本スポーツ少年団リーダー制度

スポーツ少年団における青少年リーダーを組織的に整備することとあわせ、団における位置づけを明らかにし、日常の活動を通じ個々の資質と技能の向上をはかり、将来のスポーツ少年団指導者に育成することを目的に「日本スポーツ少年団リーダー制度」を定める。

1. スポーツ少年団リーダーの規定

日本スポーツ少年団にジュニア・リーダーとシニア・リーダーをおく。ジュニア・リーダーは、単位団において団員の模範となって活動する団員をいう。シニア・リーダーは、単位団およびリーダー会において模範となって活動する団員をいう。

2. スポーツ少年団リーダーの養成

日本スポーツ少年団では、リーダーの資質の向上をはかるため次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。

(1) ジュニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。
- ②所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。

内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②スポーツ少年団のリーダーとは
- ③活動プログラムの実践（スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活・集団行動等）
- ④話し合い

(2) シニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団が開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で義務教育を終了した20歳未満の者。
- ②「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。

内容：次の内容を含む40時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは（意義と原則／組織と活動）
- ②リーダーとは
- ③少年期の発育発達
- ④スポーツの指導
- ⑤安全管理
- ⑥体力テスト
- ⑦グループワーク
- ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム
- ⑨交歓交流活動の実践
- ⑩研究協議

3. スポーツ少年団リーダーの資格認定

(1) ジュニア・リーダー

ジュニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

(2) シニア・リーダー

シニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

4. 認定の期間

(1) ジュニア・リーダー

認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。

(2) シニア・リーダー

認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。ただし、日本スポーツ少年団指導者制度に定める要件を満たした場合、「スポーツ少年団認定員」へ資格移行する。

5. 認定資格の停止および取消し

(1) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーに公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。

(2) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが次の各項に該当するとき、その資格を取り消す。

① スポーツ少年団登録を行わなかったとき。

② 公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。

6. 制度の変更

本制度は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

<附則>

昭和53年2月28日制定

昭和59年1月26日改定

平成2年4月1日改定

平成7年4月1日改定

平成18年4月1日改定

平成22年4月1日改定

平成22年4月14日改定

平成27年11月9日改定

平成30年4月1日改定